

北区学校防災マニュアル

—— 児童・生徒等の命を守るために ——

概要版

学校防災 マニュアルの 使い方

1

読んで対応を確認する

2

各学校の状況で考える

3

参考にして学校防災計画の作成又は見直しをする

4

訓練を実施して学校防災計画を見直す

令和7年3月



東京都北区教育委員会



CONTENTS

1	北区学校防災マニュアルについて	P01
2	応急対策について	P02
3	事後対策について	P08
4	風水害編について	P08
5	その他災害編について	P09
6	避難所運営支援について	P13



北区学校防災マニュアルの構成

第1編	基本事項
第2編	震災編
第3編	風水害編
第4編	その他災害編
第5編	避難所運営支援

- 災害の種別を考慮した5編編成であり、各災害編では、事前対策、応急対策を基本とした構成としています。
- 各災害の基本となるのは、【第2編 震災編】であるため、概要版でも、本内容を中心とした構成としています。
- また、災害時に活用することを想定し、【応急対策】の内容を中心とした構成としています。

（１）北区学校防災マニュアルとは

各災害の発生時に、北区立幼稚園・こども園、小・中学校・義務教育学校が児童・生徒等の命を守るため、

具体的にどのように対応するかを定める「学校防災計画」等の作成・見直しの参考に
していただくための指針となるもの

です。

- 阪神・淡路大震災を教訓として、平成10年3月に「北区学校防災マニュアル」を策定しました。
- 東日本大震災等の災害の教訓・経験から、平成24年1月、平成26年3月に改定を行いましたが、令和6年11月に東京都が「学校危機管理マニュアル」を改定したことも踏まえ、この度、全面改定を行いました。



（２）北区学校防災マニュアルの必要性

令和6年元旦に発生した能登半島地震の発生など、全国各地で地震、水害・土砂災害、津波等の自然災害が多発しており、いつ災害が発生するか分からない状況です。

近い将来に発生が懸念される首都直下地震や激甚化・頻発化する豪雨、台風への対応力向上を図るため、

北区地域防災計画（令和6年3月改定）が示す「自助・共助・公助の役割」を自覚し、各々が率先して行動することを基本

とする内容になっています。

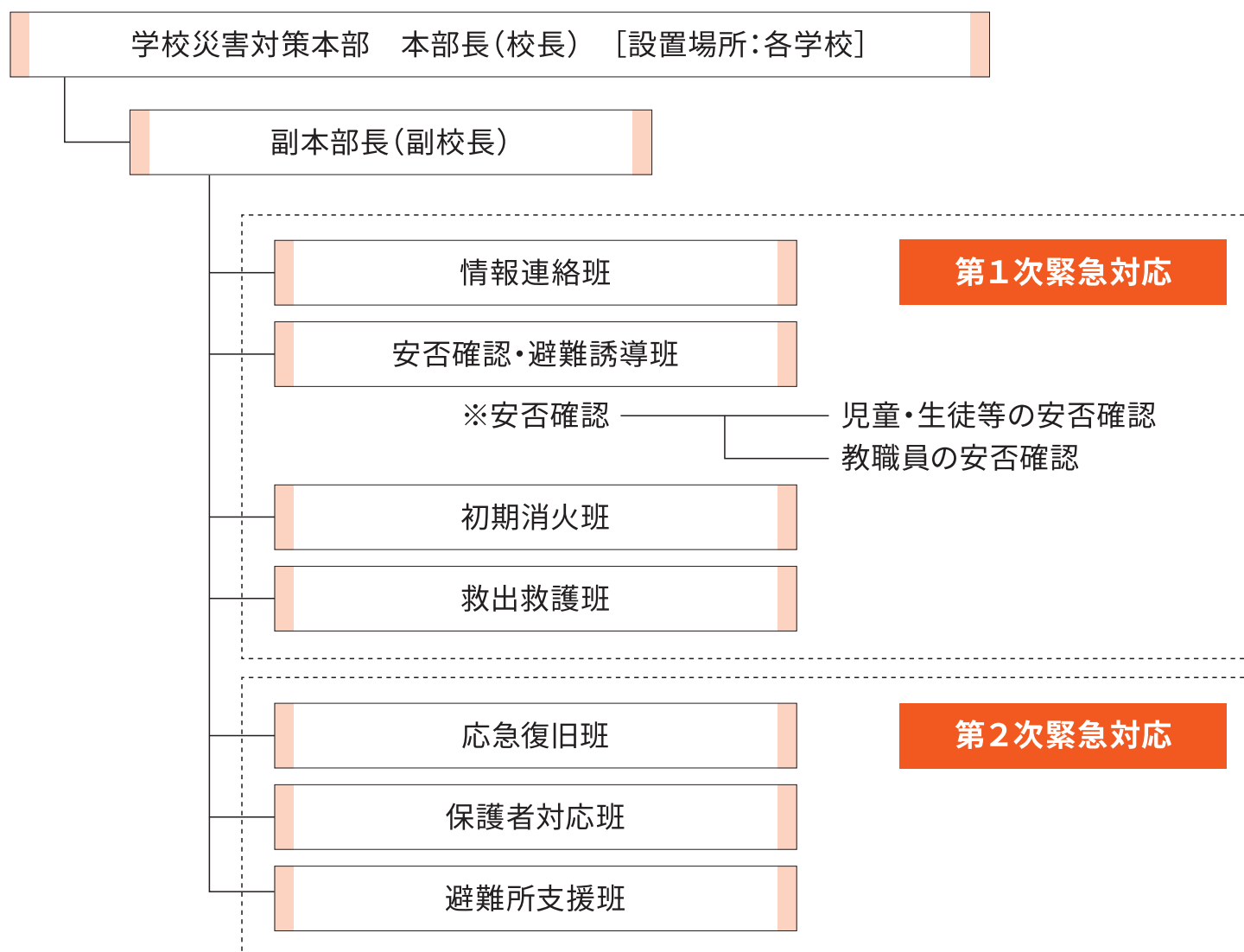


（１）地震時の災害対策本部の設置について

区内で震度5弱以上の地震が発生した場合や
区内で震度5弱以上の地震と同程度の被害をもたらす災害が発生した場合等

は、「（校名を冠した）災害対策本部」を設置します。

学校災害対策本部の組織[例]



教職員の避難誘導の指針

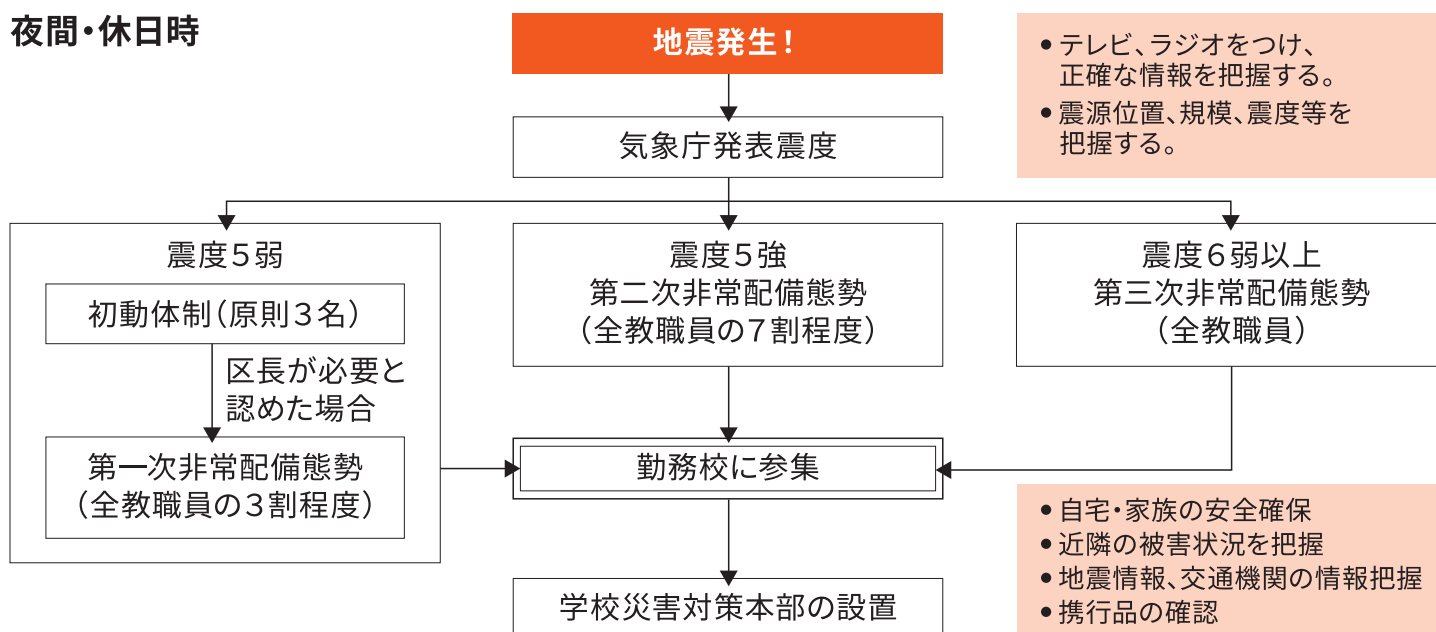
児童・生徒等の安全確保を第一とする！

（２）地震時の災害対応基準

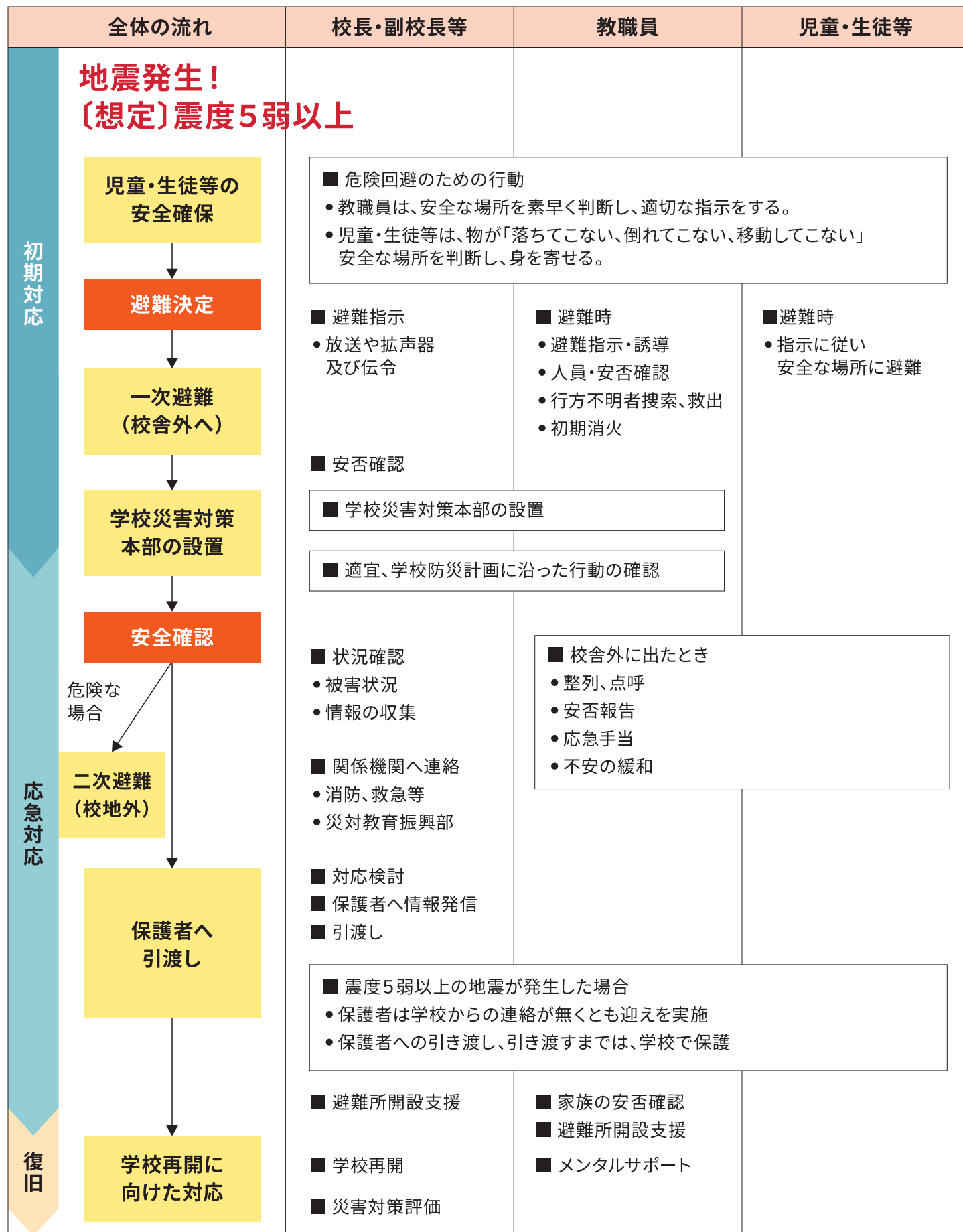
児童・生徒等在校時

災害の程度	管理職	授業担当教員	事務職員等	児童・生徒等の動き
北区で 震度 4 の揺れが 観測された 場合	<各学校において情報収集体制を確立>			
	教育振興部へ状況報告	- 児童・生徒等への避難指示 - 児童・生徒等の安否確認 - 情報収集 - 施設の安全確認と被害調査	- 施設の安全確認と被害調査 - 情報収集（地域の被害状況や交通機関運行状況等の確認） - 教職員の応援	（指示に従い）安全な場所へ避難 - 安全確認後、通常の授業に戻る。
北区で 震度 5 弱 以上の揺れが 観測された 場合	<各学校において災害対策本部体制を確立>			
	- 学校災害対策本部の設置 ※本部長は校長、副本部長は副校長 - 全ての授業又は学校行事を直ちに打ち切る。 - 災対教育振興部（教育政策課）へ状況報告	- 児童・生徒等への避難指示 - 児童・生徒等の安否確認 - 情報収集 - 施設の安全確認と被害調査 - 児童・生徒等への待機指示と保護 - 保護者への連絡と児童・生徒等の引き渡し	- 施設の安全確認と被害調査 - 情報収集（地域の被害状況や交通機関運行状況等の確認） - 教職員の応援	（指示に従い）安全な場所へ避難 - 保護者等が引き取りに来るまで安全な場所で待機 - 授業再開の連絡があるまでの間、学校は臨時休校とする。

夜間・休日時



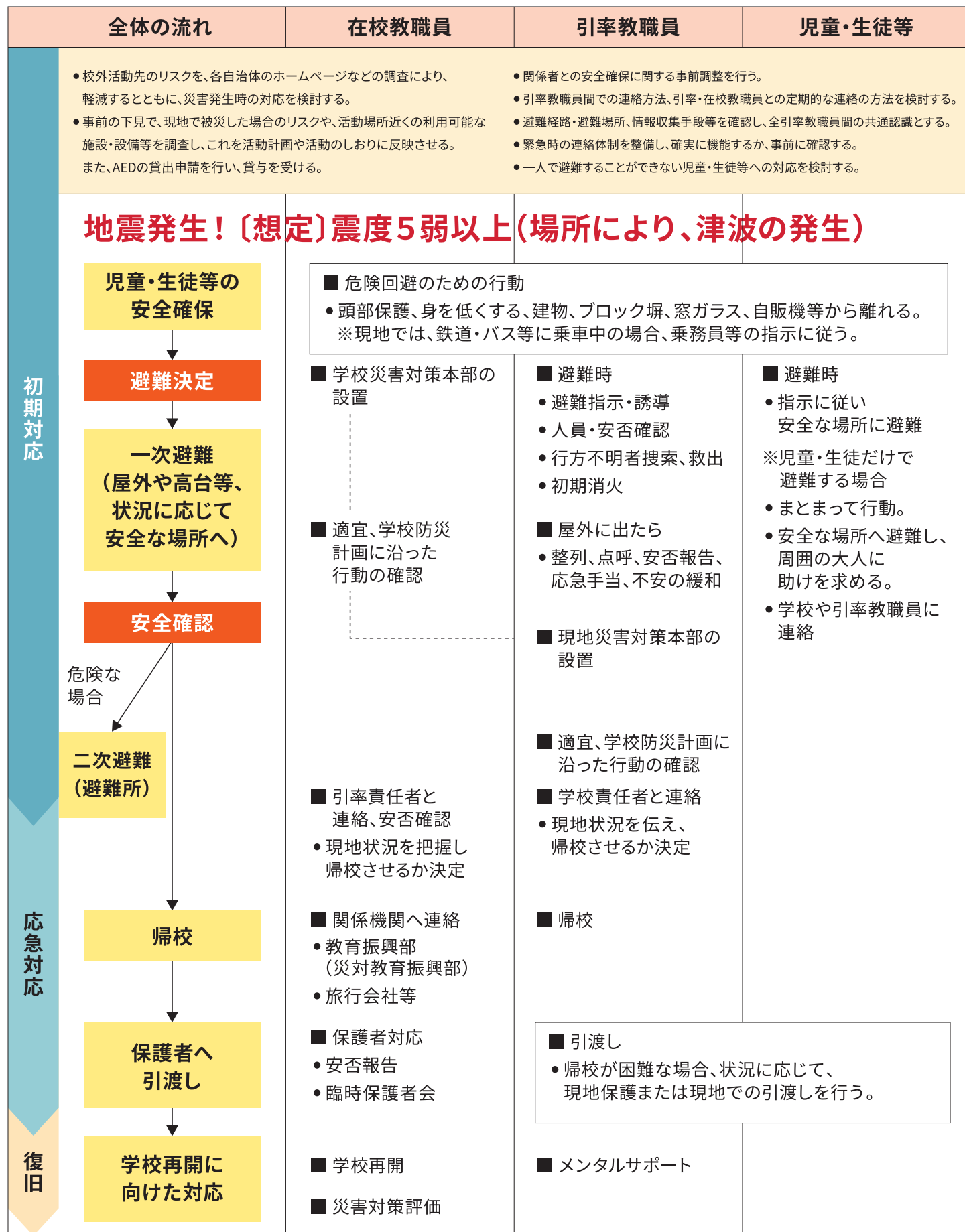
（３）震災時の対応フロー【在校時】



（３）震災時の対応フロー【登下校時】

全体の流れ	校長・副校長等	教職員	児童・生徒等
初期対応 地震発生！ 〔想定〕震度5弱以上 校内安全確保 学校災害対策本部の設置 安全確認 避難誘導 公園、交番 子供110番の家など 学校 自宅 保護者へ連絡 保護者へ引渡し 学校再開に向けた対応 応急対応 復旧	■ 危険回避のための行動 ・頭部保護、身を低くする、建物、ブロック塀、窓ガラス、自販機等から離れる。 ※鉄道・バス等に乗車中の場合、乗務員等の指示に従う。 ■ 避難指示 ・放送や拡声器及び伝令 ■ 安否確認 ■ 適宜、学校防災計画に沿った行動の確認 ■ 状況確認 ・被害状況 ・情報の収集 ■ 関係機関へ連絡 ・消防、救急等 ・災対教育振興部 ■ 対応検討 ■ 保護者へ情報発信 ■ 引渡し ・児童・生徒等が学校へ避難してきた場合、保護者へ連絡 ・保護者への引き渡し ・引き渡すまでは、学校で保護 ■ 避難所開設支援 ■ 学校再開 ■ 災害対策評価	■ 校内対応 ・避難指示・誘導 ・人員・安否確認 ・行方不明者搜索、救出 ・初期消火 ■ 校外対応 ・登下校中の児童・生徒等の所在確認と保護 ・通学路や避難場所、交通機関の確認 など ■ 家族の安否確認 ■ 避難所開設支援 ■ メンタルサポート	■ 校内での避難時 ・指示に従い安全な場所に避難 ■ 校外での避難時 ・揺れが収まったら、学校か自宅、近い方に避難 ・学校や自宅への避難が困難な場合、公園や交番、子供110番の家や店などに避難し周囲の大人に助けを求める。 ■ 安否連絡 ・帰宅した場合、できるだけ早く学校へ連絡

（３）震災時の対応フロー【校外行事】



（3）震災時の対応フロー【在宅時】

全体の流れ	校長・副校長等	教職員	児童・生徒等
初期対応 地震発生！ 〔想定〕震度5弱以上 安全確保 学校災害対策本部の設置 安全確認 安否確認 保護者と連絡 学校再開に向けた対応 応急対応 復旧	■ 危険回避のための行動 ・頭部保護、身を低くする、建物、ブロック塀、窓ガラス、自販機等から離れる。 ■ 教職員自身の家族の安否確認 ■ 学校への参集 ■ 学校災害対策本部の設置 ■ 適宜、学校防災計画に沿った行動の確認 ■ 状況確認 ・被害状況 ・情報の収集 ■ 関係機関へ連絡 ・消防、救急等 ・災対教育振興部 ■ 対応検討 ■ 保護者へ 情報発信 ※ 休校措置等 ■ 避難所開設支援 ■ 学校再開 ■ 災害対策評価	■ 児童・生徒等の 安否確認 ■ 避難所開設支援 ■ メンタルサポート	■ 安全が確保され次第、 できるだけ早く 学校へ安否状況を 連絡 ■ 保護者と連絡が 取れない場合、 家庭訪問や 避難所訪問も 検討する。

※学校に参集できない場合には、近隣の公立学校に参集することもあり得る。

3

事後対策について

教育活動を早期に再開するためには、

- 児童・生徒等の被災状況
- 避難先の把握、教室の確保
- 通学路の安全確認
- 児童・生徒等の心のケア

等が必要です。

特に、児童・生徒等の心のケアは、近年の災害からも重要性が認識されており、マニュアルでは、管理職、養護教諭、学級担任等、専門家・機関の観点から、実施すべき内容を記載しています。ぜひ、マニュアルをご覧ください。

4

風水害編について

荒川浸水想定区域内及び土砂災害(特別)警戒区域内の各学校の対応について

- 荒川浸水想定区域内及び土砂災害(特別)警戒区域内に立地する各学校は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき「避難確保計画」を作成し、計画に基づく訓練を実施することが義務付けられています。
- 対象の学校は、北区危機管理室防災・危機管理課が運用している「避難確保計画作成支援システム」にて、避難確保計画を作成し、訓練の実施後も当システムにて北区へ報告を行います。



避難確保計画作成支援システム

区で想定される水害と学校の対応方針

NO	気象状況	想定される水害	水害の特徴	学校の対応方針
1	長時間の大規模な降雨を伴う大型台風の発生等	荒川、隅田川、新河岸川、神田川、石神井川の氾濫等	● 気象予報等にて数日前からある程度の予想が可能 ● 区の低地側のほとんどが浸水し、大規模な被害が発生する可能性がある	台風の規模に応じて、休校・休園を判断
2	集中豪雨(ゲリラ豪雨)や線状降水帯の発生等	石神井川の氾濫等	● 突発的であり予測が困難 ● 石神井川の周辺等が浸水し、中規模な被害が発生する可能性がある	通常授業中であることも想定されるため、安全確保行動を実施

(1) 火災対策

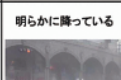
- 児童・生徒等の避難誘導にあたっては、避難経路の安全を確保しながら、校庭中央など学校内の指定場所へ誘導することなど、避難誘導の考え方を整理しています。

避難誘導

- 児童・生徒等の避難誘導にあたっては、避難経路の安全を確保しながら、校庭中央など学校内の指定場所へ誘導します。
- 避難誘導は、出火階から始め、順次、出火階の直上階から上の階へ移ります。
- 最後に出火階より下の階に対して行います。
- 学校外へ避難する状況が生じたときは、本部長の指示により避難します。
 - ア 校内放送により、避難することを周知し、児童・生徒等を学級に戻します。
(校舎内が危険な場合は、安全な場所に学級単位に集合させます。)
 - イ 学級担任が出席者の人数を確認します。
 - ウ 学級担任が学級単位で引率して避難します。
 - エ 避難場所到着時に出席簿で確認します。

(2) 火山災害対策

- 富士山が噴火した場合、区内全域で降灰(2～10cm程度)に起因する被害が想定されます。
- 降灰時は、マスクや目を守るゴーグル等を装備し、降灰が雨水等の流れをせき止めないように、地域ぐるみで側溝の詰まり等を取り除く等の対策を協力して行います。
- なお、火山灰の収集及び運搬は、原則として、施設管理者が行います。

名称	表現例		影響ととるべき行動		その他の影響	
	厚さ キーワード	イメージ ^{※1}	人	道路		
		路面				視界
多量	1mm 以上 【外出を控える】			外出を控える 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患(脚気難など)が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器などの異常を訴える人が出始める	運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がけへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
やや多量	0.1mm≦厚さ<1mm 【注意】			マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	徐行運転する 短時間で強く降る場合は視界不良の恐れがある 道路の白線が見えなくなるおそれがある(およそ0.1～0.2mmで鹿児島市は除灰作業を開始)	稲などの農作物が収穫できなくなった ^{※2} 、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある
少量	0.1mm 未満			窓を閉める 火山灰が衣服や身体に付着する 目に入ったときは痛みを伴う	フロントガラスの除灰 火山灰がフロントガラスなどに付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可 ^{※2}

※1 掲載写真は気象庁、鹿児島市、(株)南日本新聞社による
※2 富士山ハザードマップ検討委員会(2004)による想定

降灰予報で使用する降灰量階級表

出典：気象庁HP「降灰予報の説明」

（３）大規模停電対策

- 停電は地震や暴風雨などの原因で発生することが多く、ただでさえ不安な状況のなか、停電によりさらに不安が増しパニックになってしまうため、まずは落ち着いて児童・生徒等の安否確認を行うことが必要です。

実施すべき対応

対応内容	学校の対応
冷静な対応を実施	● 停電は地震や暴風雨などの原因で発生することが多く、ただでさえ不安な状況のなか、停電によりさらに不安が増しパニックになってしまうため、まずは落ち着いて「児童・生徒等の安否確認」を行う。 ● これらを確認してから停電に対する対策を慌てずに行う。
学校の周りの状況を確認	● 周りを見てどこまで停電しているか確認する。 ● 自校のみであれば、ブレーカーを確認する。周りも消えているようであれば電力会社に確認する。
通電火災対策	<避難時> ● 停電の原因が雷の場合、電線をとおり雷が侵入し電気設備を故障させてしまうことがあるため、電源プラグを抜く。 ● 停電の原因が地震の場合、「通電火災」を防ぐため必ずブレーカーを落とす。 <復旧時> ● ブレーカーを上げる際は、事前に周辺にガス漏れがないか、電気機器の電源コードはすべて抜けているか、十分に安全を確認してから復旧させる。 ● もしガス臭がしたり、コンセントに異常があれば復旧させずに専門業者に相談する。 ● 安全を確認したうえで、ブレーカーを上げる際には万が一の出火に備えて消火器を用意する。 ● 仮に、通電後に焦げ臭いにおいや煙、異音など、何か異常を感じたら直ちにブレーカーを再度落とし、消防機関に連絡または専門業者に相談する。

（４）原子力災害対策

- 原子力緊急事態が発生した場合、国や東京都は、テレビやラジオなどにより緊急放送を実施します。
- また北区では、防災行政無線などを通じて地域に向けて知らせます。これに応じ、まずは屋内避難を行い、区の指示によって、適切に避難行動を行うことが必要です。

正確な情報提供	万一、原子力緊急事態が発生した場合には、国、都はテレビ、ラジオ等により緊急放送を実施する。また、区は防災行政無線等を通じて地域に向けて知らせる。	◆ 一斉放送 ◆ 広報車など ◆ テレビ
屋内退避	屋内に退避することは、屋根や壁などで放射線を遮ることになるので、外部被ばくを低減させる効果がある。また、屋内の気密性を高めることで放射性物質の浸入を抑え内部被ばくを抑えることができる。屋内退避は、避難に比べて日常生活に近く、テレビ・ラジオからの報道に接することができるため、予測被ばく線量が小さいときに有効である。	◆ ドアや窓を全部閉める。 ◆ 換気扇などを止める。 ◆ 外から帰ってきた人は顔や手を洗う。 ◆ 防災行政無線、広報車、テレビ・ラジオなどの正しい情報を入手する。 ◆ 食器にフタをしったりラップをかける。
コンクリート屋内退避	コンクリート建物は、木造家屋よりも放射線の遮へい効果が大きく、一般的に気密性も高いので、内部・外部被ばくの防護効果が高い。個人住宅の屋内退避では、被ばくの低減効果が小さい場合があり、コンクリート建屋への退避指示が行われる場合がある。	◆ 木造より防護効果がある。
避難	避難は、環境へ放出された放射性物質から遠く離れ、放射線による外部被ばく及び内部被ばくを防ぐための手段である。避難にあたっては区の指示に従う。	◆ 集合場所へは徒歩で ◆ ガス・電気の消火消灯 ◆ 持ち物は最小限に ◆ 戸締りをしっかり

（7）国民保護事態への対策

- 国民保護計画が対象とする事態である、武力攻撃事態、緊急対処事態、NBCを使用した攻撃時の対応として、Jアラートを通じて緊急情報が発信された際の対応の留意点などを整理しています。



Jアラートを通じて緊急情報が発信された際の対応の留意点

場面	留意点
登下校中	ア 登下校中は、地震発生時と同様に、そのとき入手した情報に基づき児童・生徒等が自らの判断で冷静に行動できるよう、事前に指導しておく。 イ 屋外スピーカー等から警報が発せられる場合、場所によっては聞こえないこともある。しかし、ミサイル発射情報はテレビやラジオでも伝えられるほか、緊急速報として携帯電話等にもメールが配信されるため、聞こえてくる音を注意深く聞くことも重要となる。また、緊急情報を知った人が何らかの行動をとることから、周囲の変化や人の行動も情報の一つとして考えられる。
校外活動中	ア 校外活動に際しては、学校として、計画の段階で様々な危機事象の発生も想定しておく。活動場所での情報伝達方法や危機事案が発生した場合の避難について、事前に確認しておく。特に、野外での活動の際は、引率者は、携帯電話等の情報ツールを携帯することはもとより、情報収集の手段を確保しておくことや、事案が発生した場合の避難を念頭においた下見を行うことなど場所に応じて対応する。 イ 児童・生徒等に対しては、以上の検討を踏まえ、自由行動中など教職員がそばにいない際の避難行動や連絡手段について、事前に指導しておく。 ウ 電車やバス等、公共交通機関においては、車内に流れる情報や乗務員の指示を注意して聞き、その指示に従う。
児童・生徒等が自宅等にいる場合	● 児童・生徒等が登校前や下校後で自宅等にいる場合は、安全確認が取れるまで待機し、身の安全を確保することが必要であり、こうした行動ができるようあらかじめ指導しておく。あわせて、早朝等に弾道ミサイル発射情報が伝達された場合の登校時間の変更や臨時休業などの学校からの情報伝達の方法や安否確認の方法についても、あらかじめ決めた上で、周知しておく。

避難所運営支援における基本的な考え方

- 小・中学校は、北区地域防災計画で避難所として指定されている一方、学校は、**本来教育活動を行う場であり、災害により避難所として使用されていたとしても教育活動を再開**しなければなりません。
- 事前に自主防災組織と学校施設の使用について調整するとともに、**発災時は、避難所管理運営委員会(学校ごとに、学校管理者(校長等)や自主防災組織で組織される委員会)と密に連絡をとり、児童・生徒等の安全確保を第一としつつ、支障がない範囲で避難所運営の支援**を行います。
- **避難所の開設・運営から、縮小、閉鎖、その後の復興(教育の再開)までの流れは、「避難所運営マニュアル」を参照**します。



避難所の開設の手順



参考となる情報

■ 北区の防災情報全般

【地震や台風などの災害のとき】

・北区防災ポータル

<https://bosaiportal.city.kita.tokyo.jp/>



- ・避難情報発令や避難所の開設、混雑状況などを確認することができます。
- ・また、防災気象情報、公共交通機関の運行状況、停電・断水等の状況や防災無線の内容も確認できます。

・緊急速報「エリアメール」・緊急速報メール

<https://www.city.kita.lg.jp/safety/disaster/1002557/1002559.html>



- ・北区では、災害発生時に一人でも多くの区民の方に災害情報や避難所開設情報等を伝達するため、携帯電話事業者と協力し、北区のエリア内の該当携帯電話に対して、緊急情報を配信します。

・北区防災アプリ



iOS用



Android用

- ・スマートフォンなどにダウンロードすることで、北区防災ポータルとほぼ同様の情報を確認できます。
- ・プッシュ通知により、緊急情報をリアルタイムで確認できるようになります。

■ 学校の安全管理や危機管理、防災教育に関する情報

【学校防災計画の作成や見直しなどのとき】

・学校安全ポータルサイト、文部科学省

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/>



・学校の危機管理マニュアル作成の手引、文部科学省

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870.htm



・安全教育・防災教育ポータルサイト、東京都教育委員会

<https://www.anzenedu.metro.tokyo.lg.jp/>



・学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン、文部科学省

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00002.htm



・『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育、文部科学省

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1416715.htm



・学校危機管理マニュアル、東京都教育委員会

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/document/safety/crisis_management_manual



■ 熱中症対策に関する情報

【暑さ指数の確認のとき】

・熱中症予防情報サイト、環境省

<https://www.wbgt.env.go.jp/>



・子どもの心のケアのために一災害や事件・事故発生時を中心に、文部科学省

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1297484.htm



北区学校防災マニュアル概要版
令和7年3月発行
編集・発行

刊行物登録番号
6-1-109

東京都北区教育委員会

〒114-0023 東京都北区滝野川2丁目52-10

☎03-3908-9279